

第80号（令和3年9月24日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【文化観光局文化振興課】 3
- △ 横浜市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則【文化観光局文化振興課】 4
- △ 横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】 5
- △ 横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】 12
- △ 横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則【道路局交通安全・自転車政策課】 13

【告示】

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 14
- △ 同 【財政局税制課】 15
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 16
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 17
- △ 横浜市景観計画の変更【都市整備局景観調整課】 18
- △ 関内地区都市景観協議地区の変更【都市整備局景観調整課】 19
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 20
- △ 横浜市港湾施設条例施行規則第17条第1項第3号及び横浜市入港料条例施行規則第6条第1項第3号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 22
- △ 横浜港港湾区域内公有水面埋立工事の竣功認可【港湾局水域管理課】 23

【公告】

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 25
- △ 環境影響評価方法書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 27
- △ 同 【環境創造局環境影響評価課】 28
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 29
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 30
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 31
- △ 横浜国際港都建設計画火葬場の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 32
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 33
- △ 同 【建築局調整区域課】 34
- △ 同 【建築局調整区域課】 35
- △ 同 【建築局調整区域課】 36
- △ 同 【建築局調整区域課】 37
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 38
- △ 同 【建築局調整区域課】 39
- △ 建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築指導課】 40
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 41

[水道局]

- △ 横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程【給水維持課】 42

[交通局]

- △ 横浜市乗合自動車Visaタッチ取扱規程【自動車本部営業課】 44
- △ 横浜市乗合自動車乗車規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】 47
- △ モバイルP A S M O取扱規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】 48
- △ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】 49
- △ 職員の懲戒処分【人事課】 56

[教育委員会]

- △ 公印の新調及び廃止【総務課】 57

[選挙長等]

- △ 議員候補者の届出【磯子区】 58

[人事委員会]

- △ 職員の任用に関する規則の様式を定める規程の一部改正【任用課】 59

規 則

横 浜 市 区 民 文 化 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を
定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 55 号

横 浜 市 区 民 文 化 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施
行 期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 区 民 文 化 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (令 和 2 年 3
月 横 浜 市 条 例 第 5 号) は 、 令 和 4 年 3 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市市民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第56号

横浜市市民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市市民文化センター条例施行規則（平成5年6月横浜市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

横 区 浜 民 市 文 瀬 化 谷 セ	ギャラリー	14日
	音楽多目的室	7日
	練習室	2日
	会議室	2日
	楽屋	7日

別表第2に次のように加える。

横浜市瀬谷区市民文化センター	同	ギャラリー、音楽多目的室	同	練習室、会議室、楽屋
----------------	---	--------------	---	------------

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第57号

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市営住宅条例施行規則（平成9年3月横浜市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項及び第35条中「（第1号に掲げる事項にあっては、署名し、又は記名押印した）」を削る。

別表第3中

「

円
14,400

を

「

円
14,800

に、

「

10,500
13,200

を

「

11,000
13,200

に、

「

9,100	
軽自動車用	9,500
その他	10,500
19,300	

を

「

9,200	
軽自動車用	10,000
その他	11,000
19,600	

に、

「

21,500
14,500

を

」

「

22,000
15,000

に、

」

「

野庭住宅駐車場	8,400	
岩井町第二住宅駐車場	軽自動車用	11,500
	その他	12,500
岩崎町住宅駐車場	13,500	

を

」

「

野庭住宅駐車場	8,800	
岩井町第二住宅駐車場	13,000	
岩崎町住宅駐車場	14,000	

に、

」

「

16,300

を

」

「

16,600

に、

」

「

8,400
10,500
10,500
7,300
8,100

を

」

「

8,800
11,000
11,000
7,600
8,200

に、

」

「

屋根あり	13,300	を
屋根なし	11,300	

」

「

屋根あり	13,600	に、
屋根なし	11,600	

」

「

	11,200	を
--	--------	---

」

「

	11,500	に、
--	--------	----

」

「

建設年度が平成4年度以外のもの	8,400	を
	12,900	
	16,000	
	12,500	

」

「

建設年度が平成4年度以外のもの	8,800	に、
	13,000	
	16,000	
	13,000	

」

「

	10,500	を
軽自動車用	10,500	
その他	11,500	
軽自動車用	10,500	
その他	11,500	
軽自動車用	9,500	
その他	10,500	
	16,100	

」

「

	11,000
軽自動車用	11,000
その他	12,000
軽自動車用	11,000
その他	12,000
軽自動車用	10,000
その他	11,000
	16,200

に、

「

	12,500
	12,400
屋根あり	16,100
屋根なし	14,100

を

「

	13,000
	12,400
屋根あり	16,200
屋根なし	14,200

に、

「

	13,500
	11,500
	10,500
	11,400

を

「

	14,000
	12,000
	11,000
	11,800

に、

「

屋根あり	13,400
屋根なし	11,400

を

「

屋根あり	13,800
------	--------

屋根なし	11,800
軽自動車用	10,800

に、

」

「

軽自動車用	7,400
その他	8,400
	8,400
	9,600
屋根あり	10,400
屋根なし	8,400
	10,700
	10,500
	10,500
	9,400
	8,200
	9,400

を

」

「

軽自動車用	7,800
その他	8,800
	8,800
	9,700
屋根あり	10,800
屋根なし	8,800
	11,200
	11,000
	11,000
	9,800
	8,400
	9,800

に、

」

「

	12,300
--	--------

を

」

「

	12,700
--	--------

に、

」

「

	10,500
--	--------

	7,300
	8,300
	8,300
	10,200
屋根あり	10,200
屋根なし	8,200
	8,400
	8,400
	8,400

を

」

「

	11,000
	7,600
	8,700
	8,700
	10,500
屋根あり	10,400
屋根なし	8,400
	8,800
	8,800
	8,800

に、

」

「

	10,800
--	--------

を

」

「

屋根あり	13,100
屋根なし	11,100

に、

」

「

	8,400
	11,300

を

」

「

	8,800
	11,600

に改める。

」

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第29条

第1項及び第35条の改正規定は、公布の日から施行する。

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第58号

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市改良住宅条例施行規則（昭和37年5月横浜市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

	19,300	を
	14,500	

」

「

	19,600	に、
	15,000	

」

「

	12,500	を
	14,400	
	14,200	

」

「

	13,000	に改める。
	14,800	
	14,400	

」

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第59号

横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和60年8月横浜市規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

金沢八景駅第四自転車駐車場

金沢八景駅第六自転車駐車場

」

を

「

金沢八景駅第四自転車駐車場

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 541 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の
3 第 1 項 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

次 の 法 人 の 主 た る 目 的 で あ る 業 務 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区 域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 3 年 9 月 10 日	公 益 社 団 法 人 神 奈 川 県 臨 床 工 学 技 士 会	西 区 高 島 二 丁 目 10 番 13 号	令 和 3 年 4 月 1 日

横 浜 市 告 示 第 542 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の
3 第 1 項 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

次 の 法 人 の 主 た る 目 的 で あ る 業 務 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区
域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の
を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 3 年 9 月 10 日	学 校 法 人 桐 蔭 学 園	青 葉 区 鉄 町 1,61 4 番 地	令 和 3 年 1 月 1 日 か ら 令 和 5 年 5 月 24 日 ま で

横浜市告示第 543 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和3年9月24日

横浜市長 山中竹春

排水施設の様式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	港南区大久保二丁目の一部 都筑区川向町の一部	令和3年 9月24日
分流式	港南区笹下四丁目、芹が谷五丁目及び野庭町の各一部 旭区今川町及びさちが丘の各一部 金沢区釜利谷東五丁目、並木三丁目、東朝比奈一丁目及び六浦南二丁目の各一部 港北区篠原町の一部 緑区鴨居一丁目、長津田七丁目及び三保町の各一部 青葉区市ケ尾町の一部 都筑区荏田南四丁目の一部 戸塚区上柏尾町及び戸塚町の各一部 泉区下飯田町、白百合一丁目、新橋町及び中田北二丁目の各一部 瀬谷区阿久和南四丁目の一部	

横浜市告示第 544 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和3年9月24日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局南水再生センター	磯子区新磯子町 39 番地	港南区大久保二丁目の一部	令和3年9月24日
横浜市環境創造局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目 17 番地	港南区笹下四丁目の一部 金沢区釜利谷東五丁目、並木三丁目、東朝比奈一丁目及び六浦南二丁目の各一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目 40 番 1 号	港北区篠原町の一部 緑区鴨居一丁目の一部 都筑区荏田南四丁目及び川向町の各一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	旭区今川町及びさちが丘の各一部 緑区長津田七丁目及び三保町の各一部 青葉区市ヶ尾町の一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町 231 番地	泉区下飯田町及び中田北二丁目の各一部	
横浜市環境創造局栄第二水再生センター	栄区长沼町 82 番地	港南区芹が谷五丁目及び野庭町の各一部 戸塚区上柏尾町及び戸塚町の各一部 泉区白百合一丁目及び新橋町の各一部 瀬谷区阿久和南四丁目の一部	

横 浜 市 告 示 第 545 号

横 浜 市 景 観 計 画 の 変 更

景 観 法 （ 平 成 16 年 法 律 第 110 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 景 観 計 画 を 変 更 し た の で 、 同 法 第 9 条 第 8 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 計 画 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 名 称

横 浜 市 景 観 計 画

2 景 観 計 画 の 区 域 （ 変 更 を 行 っ た 区 域 の 位 置 ）

横 浜 市 全 域 及 び 計 画 図 に 示 す 関 内 地 区 並 び に み な と み ら い 21 新 港 地 区

（ 計 画 図 は 省 略 ）

3 変 更 に 係 る 効 力 の 発 生 す る 日

令 和 3 年 11 月 1 日

4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 ま ち づ ぐ り 部 景 観 調 整 課

横 浜 市 告 示 第 546 号

関 内 地 区 都 市 景 観 協 議 地 区 の 変 更

横 浜 市 魅 力 あ る 都 市 景 観 の 創 造 に 関 す る 条 例 （ 平 成 18 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 2 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 5 条 に 規 定 す る 都 市 景 観 協 議 地 区 を 変 更 し た の で 、 条 例 第 6 条 第 6 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 名 称

関 内 地 区 都 市 景 観 協 議 地 区

2 都 市 景 観 協 議 地 区 の 区 域

都 市 景 観 協 議 地 区 図 表 示 の と お り

（ 都 市 景 観 協 議 地 区 図 は 省 略 ）

3 変 更 に 係 る 効 力 の 発 生 す る 日

令 和 3 年 11 月 1 日

4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 ま ち づ くり 部 景 観 調 整 課

横浜市告示第 547 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

令和 3 年 9 月 24 日

横浜市長 山中竹春

第 5 項第 3 号アの表中

「

同 地	T－4 号岸壁荷さばき	同	18,634
--------	-------------	---	--------

」

を

「

同 地	T－4 号岸壁荷さばき	同	20,175
--------	-------------	---	--------

」

に、

「

同 地	T－7 号岸壁荷さばき	同	14,329
--------	-------------	---	--------

」

を

「

同 地	T－7 号岸壁荷さばき	同	13,129
--------	-------------	---	--------

」

に改める。

同号エの表中

「

同 ミナル用地	T－4 号在来貨物ター	同	2,368
------------	-------------	---	-------

」

を

「

同 ミナル用地	T－4 号在来貨物ター	同	827
------------	-------------	---	-----

」

に、

「

同 T-7号在来貨物ターミナル用地	同	5,984
-------------------	---	-------

」

を

「

同 T-7号在来貨物ターミナル用地	同	7,184
-------------------	---	-------

」

に改める。

横 浜 市 告 示 第 548 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 施 行 規 則 第 17 条 第 1 項 第 3 号 及 び 横
浜 市 入 港 料 条 例 施 行 規 則 第 6 条 第 1 項 第 3 号 の 規 定 に 基
づ く 使 用 料 等 の 減 免 事 由 及 び 減 免 額 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 施 行 規 則 第 17 条 第 1 項 第 3 号 及 び 横 浜 市 入 港
料 条 例 施 行 規 則 第 6 条 第 1 項 第 3 号 の 規 定 に 基 づ く 使 用 料 等 の 減 免
事 由 及 び 減 免 額 の 告 示 (平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 106 号) の 一 部
を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 3 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 6 項 の 備 考 2 中 、 「 上 記 (3) 」 を 「 上 記 表 中 (3) 」 に 、 「 B 0 1 ~
B 1 2 区 画 」 を 「 B 0 1 ~ B 0 9 区 画 、 B 1 2 区 画 」 に 改 め る 。

横 浜 市 告 示 第 549 号

横 浜 港 港 湾 区 域 内 公 有 水 面 埋 立 工 事 の 竣 功 認 可
 公 有 水 面 埋 立 法 (大 正 10 年 法 律 第 57 号) 第 22 条 の 規 定 に 基 づ き 、
 次 の と お り 横 浜 港 港 湾 区 域 内 公 有 水 面 埋 立 工 事 の 竣 功 を 認 可 し た 。
 令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 港 港 湾 管 理 者 横 浜 市
 代 表 者 横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 認 可 年 月 日

令 和 3 年 9 月 7 日

2 埋 立 権 者

名 称 横 浜 市

所 在 地 中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

代 表 者 氏 名 横 浜 市 長 山 中 竹 春

代 表 者 住 所 中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

3 埋 立 区 域

(1) 位 置

中 区 豊 浦 町 9 番 の 1 及 び 10 番 の 2 、 か も め 町 73 番 並 び に 錦 町
 42 番 の 1 、 41 番 の 1 及 び 12 番 の 地 先 公 有 水 面

(2) 区 域

次 の ㉓ の 地 点 と ㉔ の 地 点 と を 直 線 で 結 ん だ 線 、 ㉔ の 地 点 と ㉕
 の 地 点 と を 直 線 で 結 ん だ 線 、 ㉕ の 地 点 と ㉖ の 地 点 と を 直 線 で 結
 ん だ 線 、 ㉖ の 地 点 から ㉗ の 地 点 ま で を 直 線 で 結 ん だ 線 、 ㉗ の 地
 点 と ㉘ の 地 点 と を 直 線 で 結 ん だ 線 、 ㉘ の 地 点 と ㉙ の 地 点 と を 直
 線 で 結 ん だ 線 、 ㉙ の 地 点 と ㉚ の 地 点 と を 直 線 で 結 ん だ 線 、 ㉚ の
 地 点 と ㉛ の 地 点 と を 直 線 で 結 ん だ 線 、 ㉛ の 地 点 と ㉜ の 地 点 と を
 直 線 で 結 ん だ 線 、 ㉜ の 地 点 と ㉝ の 地 点 と を 直 線 で 結 ん だ 線 及 び
 ㉝ の 地 点 と ㉞ の 地 点 と を 直 線 で 結 ん だ 線 に よ り 囲 ま れ た 区 域

㉓ の 地 点 中 区 豊 浦 町 10 番 の 2 に 設 置 さ れ て い る 国 土 基 本 図
 骨 格 図 基 本 測 量 の 基 準 点 04 — T — 2 、 89 (北 緯 35 度 24 分 22 秒 6
 23 、 東 経 139 度 40 分 51 秒 674) か ら 113 度 14 分 52 秒 941.69 メ ー
 ト ル の 地 点

㉔ の 地 点 ㉓ の 地 点 か ら 135 度 30 分 29 秒 610.01 メ ー ト ル の 地
 点

㉕ の 地 点 ㉔ の 地 点 か ら 205 度 29 分 46 秒 257.29 メ ー ト ル の 地
 点

㉖ の 地 点 ㉕ の 地 点 か ら 205 度 00 分 49 秒 32.79 メ ー ト ル の 地
 点

㉗ の 地 点 ㉖ の 地 点 か ら 225 度 49 分 01 秒 19.84 メ ー ト ル の 地
 点

㉘ の 地 点 ㉗ の 地 点 か ら 315 度 26 分 47 秒 7.08 メ ー ト ル の 地 点

⑤⑦の地点 ⑦の地点から 225 度 17 分 14 秒 161.24 メートルの地点

⑤⑥の地点 ⑤⑦の地点から 315 度 33 分 54 秒 218.00 メートルの地点

⑤⑤の地点 ⑤⑥の地点から 45 度 31 分 08 秒 10.00 メートルの地点

⑦⑩の地点 ⑤⑤の地点から 315 度 30 分 05 秒 154.80 メートルの地点

⑥⑨の地点 ⑦⑩の地点から 45 度 27 分 16 秒 201.32 メートルの地点

⑥⑩の地点 ⑥⑨の地点から 315 度 27 分 42 秒 330.00 メートルの地点

(3) 面積

235,759.24 平方メートル

4 埋立免許年月日及び番号

平成2年1月24日

横浜市港湾港指令第2197号

公 告

横 浜 市 公 告 第 580 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブランチ横浜南部市場・横浜南部市場 食の専門店街
金沢区鳥浜町1番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社
代表取締役 北 哲 弥
大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
ほか1者

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	大和リース株式会社 代表取締役 森 田 俊 作 大阪市中央区農人橋 2丁目1番36号 ほか1者	大和リース株式会社 代表取締役 北 哲 弥 大阪市中央区農人橋 2丁目1番36号 ほか1者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	横浜乾物株式会社 代表取締役 斉 藤 浩 一 神奈川区栄町16番地 の8 ほか33者	株式会社聖元 代表取締役 中 尾 智 一 中区太田町2丁目31 番地の1友盛ビル3 階

		ほか 37 者
--	--	---------

(4) 変更の年月日
令和3年4月1日ほか

(5) 変更した理由
設置者の代表者変更のためほか

2 届出年月日
令和3年8月18日

3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 581 号

環 境 影 響 評 価 方 法 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 46 条 第 2 項 に お い て 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 条 例 第 17 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 深 谷 通 信 所 跡 地 公 園 整 備 事 業 に 係 る 環 境 影 響 評 価 方 法 書 （ 以 下 「 方 法 書 」 と い う 。 ） の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 方 法 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

方 法 書 に つ い て 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の 意 見 を 有 す る 者 は 、 条 例 第 20 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 条 例 第 44 条 第 1 項 の 都 市 計 画 決 定 権 者 の 名 称
横 浜 市
- 2 都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称
（ 仮 称 ） 深 谷 通 信 所 跡 地 公 園 整 備 事 業
- 3 都 市 計 画 対 象 事 業 が 実 施 さ れ る べ き 区 域
泉 区 和 泉 町 、 中 田 町 地 内
- 4 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課
泉 区 和 泉 中 央 北 五 丁 目 1 番 1 号
横 浜 市 泉 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17
横 浜 市 戸 塚 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間
令 和 3 年 9 月 24 日 か ら 令 和 3 年 11 月 8 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 582 号

環 境 影 響 評 価 方 法 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 46 条 第 2 項 に お い て 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 条 例 第 17 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 深 谷 通 信 所 跡 地 墓 園 整 備 事 業 に 係 る 環 境 影 響 評 価 方 法 書 （ 以 下 「 方 法 書 」 と い う 。 ） の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 方 法 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

方 法 書 に つ い て 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の 意 見 を 有 す る 者 は 、 条 例 第 20 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 条 例 第 44 条 第 1 項 の 都 市 計 画 決 定 権 者 の 名 称
横 浜 市
- 2 都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称
（ 仮 称 ） 深 谷 通 信 所 跡 地 墓 園 整 備 事 業
- 3 都 市 計 画 対 象 事 業 が 実 施 さ れ る べ き 区 域
泉 区 和 泉 町 、 中 田 町 地 内
- 4 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課
泉 区 和 泉 中 央 北 五 丁 目 1 番 1 号
横 浜 市 泉 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17
横 浜 市 戸 塚 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間
令 和 3 年 9 月 24 日 か ら 令 和 3 年 11 月 8 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 583 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
瀬 谷 区 瀬 谷 町 7,745 番 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 584 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
西 区 浜 松 町 32 番 、 44 番 の 1 及 び 44 番 の 2 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ベンゼン

横浜市公告第 585 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月24日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の様	一時利用停止期間
西久保町公園	保土ヶ谷区 西久保町1 番の8	別図のとおり 9,000 m ²	立入禁止	令和3年10月 1日から令和 4年3月31日 まで
磯子峯第二公園	磯子区磯子 七丁目14番	別図のとおり 3,043 m ²	立入禁止	令和3年10月 1日から令和 4年3月31日 まで
丸山町公園	磯子区丸山 二丁目24番	別図のとおり 2,313 m ²	立入禁止	令和3年10月 1日から令和 4年3月31日 まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 586 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 火 葬 場 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 火 葬 場 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 火 葬 場
第 5 号 東 部 斎 場
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
 - (1) 追 加 す る 部 分
鶴 見 区 大 黒 町 地 内
 - (2) 削 除 す る 部 分
な し
 - (3) 変 更 す る 部 分
な し
- 3 縦 覧 期 間
令 和 3 年 9 月 24 日 か ら 令 和 3 年 10 月 8 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 5 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間
令 和 3 年 9 月 24 日 か ら 令 和 3 年 10 月 8 日 ま で
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所
鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 20 番 1 号
横 浜 市 鶴 見 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横 浜 市 公 告 第 587 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
 の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
 令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 31 年 2 月 4 日 第 30 開 301 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 港 区 元 赤 坂 1 丁 目 3 番 1 号
 鹿 島 建 設 株 式 会 社
 代 表 取 締 役 天 野 裕 正
 大 阪 市 中 央 区 城 見 1 丁 目 4 番 35 号
 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社
 代 表 執 行 役 橋 本 雅 博
 東 京 都 千 代 田 区 神 田 駿 河 台 3 丁 目 9 番 地
 三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社
 代 表 取 締 役 舩 曳 真 一 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 西 区 高 島 一 丁 目 2 番 の 50、2 番 の 58、2 番 の 59、2 番 の 78 から
 2 番 の 80 まで、2 番 の 88 から 2 番 の 90 まで、2 番 の 92 から 2 番 の
 97 まで、2 番 の 98 の 一 部、2 番 の 100 及 び 2 番 の 101

横 浜 市 公 告 第 588 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 4 月 30 日 第 2020 開 1303 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 上 柏 尾 町 261 番 の 7 の 一 部 、 261 番 の 42 、 277 番 の 30 、
277 番 の 38 の 一 部 、 281 番 の 2 の 一 部 、 284 番 の 5 の 一 部 、 284
番 の 6 の 一 部 、 288 番 の 2 の 一 部 及 び 583 番 の 54

横 浜 市 公 告 第 589 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 7 月 2 日 第 2020 開 1103 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 楠 町 11 番 地 の 2
株 式 会 社 サ ン プ ラ ン
代 表 取 締 役 牧 田 勝 巳
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 小 机 町 1,117 番 の 2 、 1,117 番 の 9 、 1,117 番 の 11 の 一
部 、 1,117 番 の 12 の 一 部 、 1,138 番 の 23 、 1,139 番 の 1 、 1,139
番 の 8 、 1,139 番 の 9 、 1,139 番 の 11 か ら 1,139 番 の 18 ま で 、 1,
139 番 の 19 の 一 部 、 1,144 番 の 1 か ら 1,144 番 の 3 ま で 、 1,145
番 の 3 か ら 1,145 番 の 7 ま で 、 1,156 番 の 3 か ら 1,156 番 の 5 ま
で 、 1,157 番 の 1 の 一 部 、 1,157 番 の 7 及 び 1,157 番 の 8 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 590 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
 の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 令 和 2 年 11 月 12 日 第 2020 開 1711 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号
 三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社
 執 行 役 員 横 浜 支 店 長 岡 本 達 哉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 青 葉 区 美 し が 丘 四 丁 目 20 番 の 13 の 一 部 、 20 番 の 17 及 び 20 番 の 47
 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 591 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 2 月 5 日 第 2020 開 1410 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 瀬 谷 四 丁 目 8 番 地 の 8
瀬 谷 総 合 開 発 株 式 会 社
代 表 取 締 役 川 口 忠 人
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 本 郷 三 丁 目 40 番 の 12 、 40 番 の 13 、 40 番 の 20 、 40 番 の 22 、
40 番 の 25 か ら 40 番 の 32 ま で 、 40 番 の 35 及 び 40 番 の 36

横 浜 市 公 告 第 592 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 7 ・ 8 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 9 月 13 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
15.22 m
- 5 指 定 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 星 川 二 丁 目 316 番 の 9 及 び 319 番 の 3
- 6 申 請 者 の 氏 名
相 模 鉄 道 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 千 原 広 司

横 浜 市 公 告 第 593 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 16 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 9 月 13 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
20.20 m
- 5 指 定 の 場 所
泉 区 中 田 南 四 丁 目 610 番 の 21 、 610 番 の 48 、 610 番 の 50 及 び 61
0 番 の 57
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 富 士 開 発
代 表 取 締 役 小 尾 一

横 浜 市 公 告 第 594 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定
に 基 づ く 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 9 月 9 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
4.00 m
- 4 廃 止 の 場 所
港 北 区 小 机 町 1,138 番 の 23 及 び 1,139 番 の 12
- 5 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 サ ン プ ラ ン
代 表 取 締 役 牧 田 勝 巳

横 浜 市 公 告 第 595 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 38 ・ 111 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 9 月 10 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
63.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
金 沢 区 六 浦 東 三 丁 目 615 番 の 43 地 先 か ら 650 番 の 23 地 先 ま で

水 道 局

横 浜 市 水 道 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る

。

令 和 3 年 9 月 24 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者
水 道 局 長 大 久 保 智 子

水 道 局 規 程 第 15 号

横 浜 市 水 道 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 水 道 条 例 施 行 規 程 (昭 和 33 年 6 月 水 道 局 規 程 第 2 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 号 様 式 中 「 印 」 を 削 る 。

第 12 号 様 式 中

「

新所有者	フリガナ氏名			印
	住所	〒 一 都道府県 市区 町丁目 番(番地) 号 (建物名等)		
	連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	電話番号	
前所有者	氏名			印

」

を

「

新所有者	フリガナ氏名			
	住所	〒 一 都道府県 市区 町丁目 番(番地) 号 (建物名等)		
	連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	電話番号	
前所有者	氏名			

」

に 改 め る 。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の横浜市水道条例施行規程の規定により作成されている第5号様式及び第12号様式は、令和3年12月末日まで使用することができる。

交通局

横浜市乗合自動車 Visa タッチ取扱規程を次のように定める。

令和3年9月24日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄一

交通局規程第14号

横浜市乗合自動車 Visa タッチ取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号。以下「施行規程」という。）第3条第3項の規定に基づき、Visaのタッチ決済（以下、「Visaタッチ」という。）を使用した乗車に係る取扱い等を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 「Visaカード等」とは、Visaタッチを使用した乗車を行うことができるカード又はカード機能を搭載している携帯情報端末等の機器をいう。

(2) 「Visaタッチリーダー」とは、Visaカード等からの情報読取りを行う装置をいう。

(3) 「Visaタッチコンソール」とは、Visaタッチリーダー等との情報の送受信を行う装置をいう。

2 この規程に定めのない用語の定義については、その他の関連する規約等の規定によるものとする。

(使用方法)

第3条 Visaタッチを使用して乗車するときは、Visaカード等からの情報をVisaタッチリーダーで読み取ることで乗車処理を行う。

2 小児又は複数名が乗車する場合は、事前の申告に基づき乗務員がVisaタッチコンソールの操作を行った上で、Visaカード等からの情報をVisaタッチリーダーで読み取ることで乗車処理を行う。

3 機器の故障、通信障害、旅客又は提携先の都合等により、Visaカード等からの有効な情報をVisaタッチリーダーで読み取れないときは、Visaタッチを使用することはできない。

4 Visaタッチは、Visaカード等に名義人が存在する場合は、名義人本人以外が使用することはできない。

5 偽造、変造又は不正に作成されたVisaカード等を使用することはできない。

(取扱バス車両)

第4条 Visaタッチの取扱バス車両は、Visaタッチを使用できる旨の表示のあるバス車両に限るものとする。

(料金)

第5条 Visaタッチを使用した乗車のときは、大人又は小児普通乗車券の料金を収受する。なお、旅客から小児普通乗車券の料金であることの申告がない場合は、大人普通乗車券の料金を収受する。

2 Visaタッチを使用した乗車のときは、横浜市乗合自動車乗車料条例(昭和23年8月横浜市条例第42号)第6条に規定する料金の割引及び施行規程第10条の3に規定する環境定期券制度を適用しない。

(契約の成立)

第6条 Visaタッチを使用した旅客運送の契約は、Visaタッチリーダーで乗車処理を行ったときに旅客と当局の間において成立する。

2 前項の規定によって契約が成立したとき以降における取扱いは、別段の定めのない限り、その契約が成立したときの定めによるものとする。

(効力)

第7条 Visaタッチを使用して乗車する場合の効力は、当該乗車の1回限りにおいて有効なものとする。

(旅客の都合による料金の払戻し)

第8条 Visaタッチを使用して乗車した旅客は次の停留所に到着するまでの間に限り、払戻しを請求することができる。この場合において、当局は払戻しに応じることができる。

2 前項の払戻しを行うときにおいて、施行規程第57条第2項に定める手数料については、発生しないものとする。

3 前2項の払戻しを行うときの手順は、別に定める。なお、必要な情報を確認できない場合は、払戻しを行うことはできない。

(旅客の同意)

第9条 旅客は、この規程及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(無効となる場合)

第10条 Visaタッチを使用して乗車したとき、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗車を無効とする。ただし、管理者において不正乗車をする意思がないことが明らかに認められるとき又は特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

(1) Visaカード等の名義人本人以外の者が使用した場合

(2) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正乗車に対する乗車料金・割増料金の収受)

第 11 条 前条の規定に該当する場合、施行規程第55条の規定を準用し、不正乗車を行った回数分の大人又は小児普通乗車券の料金及びその同額を割増料金として、あわせて当該使用者から徴収する。

2 旅客に特別の事由があり、悪意がないと当局が認めたときは、前項の規定にかかわらず、普通料金を収受して乗車させることができる。

(制限又は停止)

第 12 条 当局が必要と認めたときは、Visa タッチの使用を一時停止、制限、中断又は終了することがある。

2 前項による制限等を行った場合に生じた損害について、当局はその責めを負わない。

(免責事項)

第 13 条 第3条第3項に掲げる場合のほか、紛失したVisaカード等の使用等のために生じた旅客の損害その他不利益については、当局はその責めを負わない。

2 この規程に定めのない、Visaカード等を媒体としたサービス（当局が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当局はその責めを負わない。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

横浜市乗合自動車乗車規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年9月24日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第15号

横浜市乗合自動車乗車規程の一部を改正する規程

横浜市乗合自動車乗車規程（昭和27年12月交通局規程第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又は」を削り、「無料乗車券」の次に「等」を加え、「呈示し」の次に「、又は管理者が別に定める方法により乗車料金を支払わ」を加える。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

モバイルPASMO取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年9月24日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第16号

モバイルPASMO取扱規程の一部を改正する規程

モバイルPASMO取扱規程（令和2年3月交通局規程第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「当該通学定期乗車券の通用期間の開始日の7日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し、必要事項」を「所定の期日までにPASMOサイトを利用して所定の購入申込書等に必要な事項等」に、「と併せ、サポートセンターへの郵送」を「をサポートセンターへ送付すること」に改める。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

交通局告示第15号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第8号）の一部を次のように改正し、令和3年10月1日から実施する。

令和3年9月24日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

1 普通系統の表54の項中

「

54	ア	根岸駅前～根岸駅前	本牧三溪園入口、日産工場前、本牧ポートハイツ前	11.100	一方循環急行運転
	イ	根岸駅前～本牧車庫前	立野高校入口、本牧市民公園前	往 3.320 復 3.320	
	ウ	根岸駅前～本牧車庫前	立野高校入口、本牧市民公園前、三井物産前、本牧ポートハイツ前、大鳥中学校裏、横浜本牧駅	往 8.370 復 8.260	

」

を、

「

54	ア	根岸駅前～根岸駅前	三溪園南門入口、日産本牧専用埠頭、本牧ポートハイツ前	11.100	一方循環急行運転
	イ	根岸駅前～本牧車庫前	立野高校入口、本牧市民公園前	往 3.320 復 3.320	
	ウ	根岸駅前～日産本牧専用埠頭	立野高校入口、本牧市	往 5.560 復 5.450	

			民公園前、 三井物産前		
--	--	--	----------------	--	--

に改め、同表 75 を削り、同表 102 の項中、

「

102		滝頭～横浜駅前	浦舟町、久保山、 浜松町、戸部駅前	往 7.790 復 7.140	
-----	--	---------	----------------------	--------------------	--

を、

「

102	ア	滝頭～横浜駅前	浦舟町、久保山、 浜松町、戸部駅前	往 7.790 復 7.140	
	イ	横浜駅前～横浜駅前	久保山、市大センター 病院前、浦舟町、 浜松町、戸部駅前	10.320	一方循環

に改め、同表 109 の項中、

「

109	ア	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口、スカイウォーク入口、 L2 バース、L8 バース、 T3 バース	往 15.230 復 14.990	急行運転
	イ	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口	往 11.120 復 11.220	急行運転
	ウ	スカイウォーク前～横浜駅前	L8 バース、T3 バース、 流通センター、大黒海 づり公園、山下ふ頭入口	20.010	急行運転 復路のみ

エ	横浜駅前～大黒海づり公園	山下ふ頭入口、T4バス、海づり公園入口、流通センター、C3バス	往 13.710 復 13.930	急行運転
オ	横浜駅前～大黒海づり公園	山下ふ頭入口、大黒税関前、T6バス	往 12.000 復 12.600	急行運転
カ	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口、大黒税関前、流通センター、大黒海づり公園	往 16.130 復 16.730	急行運転
キ	横浜駅前～横浜駅前	ぴあアリーナMM、山下ふ頭入口、L8バス、流通センター、スカイウォーク前	31.470	一方循環
ク	横浜駅前～横浜駅前	ぴあアリーナMM、山下ふ頭入口、流通センター、スカイウォーク前	27.350	一方循環

を、
「

109	ア	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口、スカイウォーク入口、L2バス、L8バス	往 15.230 復 14.990	急行運転
-----	---	---------------	----------------------------	----------------------	------

		ス、T3バース		
イ	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口	往 11.120 復 11.220	急行運転
ウ	スカイウォーク前～横浜駅前	L8バース、T3バース、流通センター、大黒海づり公園、山下ふ頭入口	20.010	急行運転 復路のみ
エ	横浜駅前～大黒海づり公園	山下ふ頭入口、T4バース、海づり公園入口、流通センター、C3バース	往 13.710 復 13.930	急行運転
オ	横浜駅前～大黒海づり公園	山下ふ頭入口、大黒税関前、T6バース	往 12.000 復 12.600	急行運転
カ	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口、大黒税関前、流通センター、大黒海づり公園	往 16.130 復 16.730	急行運転
キ	横浜駅前～横浜駅前	ぴあアリーナMM、山下ふ頭入口、L8バース、流通センター、スカイウォーク前	31.470	一方循環
ク	横浜駅前～横浜駅前	ぴあアリーナMM、山下ふ頭入口、流通セン	27.350	一方循環

			ター、スカ イウォーク 前		
ケ	横浜駅前～大黒 税関正門前	L8バース		14.510	特急運転
コ	スカイウォーク 前～横浜駅前	L8バース		15.610	特急運転
サ	横浜駅前～C3バ ース	流通センタ ー		13.320	特急運転
シ	大黒海づり公園 ～横浜駅前	流通センタ ー		14.580	特急運転

に改め、同表 119 の項の次に次のように加える。

123	ア	横浜駅前～日産 本牧専用埠頭	みなと赤十 字病院入口	6.940	急行運転
	イ	本牧ポートハイ ツ前～横浜駅改 札口前	山下町	6.890	急行運転

同表 124 の項中、

124	ア	笹山団地～石橋	鴨池大橋	往 4.900 復 4.720	
	イ	笹山団地～セン ター南駅	鴨池大橋、 石橋	往 8.710 復 8.660	
	ウ	笹山団地～セン ター南駅	鴨池大橋、 石橋、都筑 ふれあいの 丘駅	往 9.150 復 9.100	
	エ	緑車庫前～セン ター南駅	鴨池大橋、 石橋	往 6.170 復 6.200	
	オ	緑車庫前～セン ター南駅	鴨池大橋、 石橋、都筑 ふれあいの 丘駅	往 6.610 復 6.640	

を、

124	ア	石橋～センター	鴨池大橋、	往 4.380	
-----	---	---------	-------	---------	--

		南	都筑ふれあいの丘駅	復 4.410	
イ		笹山団地～センター南駅	鴨池大橋、石橋、都筑ふれあいの丘駅	往 9.150 復 9.100	
ウ		緑車庫前～センター南駅	鴨池大橋、石橋、都筑ふれあいの丘駅	往 6.610 復 6.640	

に改め、同表 222 の項の次に次のように加える。

233	ア	第1通用門～横浜駅前	山下町	11.480	急行運転
	イ	横浜駅前～日産本牧専用埠頭	みなと赤十字病院入口	7.430	急行運転

同表 305 の項中、

305	ア	中山駅北口～市が尾駅	貝の坂、川和中学校前、泉天ヶ谷公園、東福寺前	往 6.880 復 6.860	
	イ	川和高校入口～中山駅北口	貝の坂、川和中学校前	4.670	復路のみ

を、

305	ア	中山駅北口～市が尾駅	貝の坂、川和中学校前、泉天ヶ谷公園、東福寺前	往 6.880 復 6.860	
	イ	川和中学校前～中山駅北口	石橋、貝の坂	3.080	復路のみ

に改め、同表 306 の項中、

306	ア	市が尾駅～センター南駅	川和高校入口、御影橋	往 4.720 復 4.740	
	イ	川和高校入口～センター南駅	御影橋	2.530	往路のみ
	ウ	市が尾駅～センター南駅	川和高校入口、都筑ふれあいの丘駅、御影橋	往 5.160 復 5.180	

」

を、
「

306	ア	市が尾駅～センター南駅	川和高校入口、都筑ふれあいの丘駅、御影橋	往 5.160 復 5.180	
	イ	川和高校入口～センター南駅	都筑ふれあいの丘駅、御影橋	2.530	往路のみ

」

に改め、同表 324 を削る。

交通局公告第6号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次の者を令和3年9月2日懲戒処分に付した

。

令和3年9月24日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄 一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	川島 昭 広	停職7日
自動車本部滝頭営業所長	運輸職員	和田 幹 弘	戒告

教育委員会

横浜市教育委員会告示第22号

公印の新調及び廃止


次のとおり公印を新調し、及び廃止する。

令和3年9月24日

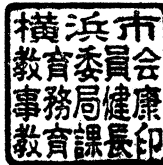
横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

1 新調

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市教育委員会 事務局健康教育・ 食育課長印	令和3年9月24日	 (方21ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市教育委員会 事務局健康教育課 長印	令和3年9月24日	 (方21ミリメートル)

選挙長等

磯子区補選告示第1号（令和3年9月18日掲示済）

議員候補者の届出

令和3年9月26日執行の横浜市議会議員磯子区選挙区補欠選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和3年9月18日

横浜市議会議員磯子区選挙区補欠選挙
選挙長 原 國 晃

届出受理番号	届出年月日	届出の別	ふりがな 候補者の氏名	本籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一のウェブサイト等のアドレス
1	令和3年9月17日	本人届出	ふた い 井 くみよ	山口県	神奈川県横浜市栄区	満 39 歳	無所属	行政書士	https://go2senkyo.com/seijika/170548
2	令和3年9月17日	本人届出	もり 森 だいき	岐阜県	神奈川県横浜市磯子区	満 42 歳	無所属	行政書士	https://www.facebook.com/fighting.capl
3	令和3年9月17日	本人届出	はす いけ 蓮 池 ゆきお	神奈川県	神奈川県横浜市磯子区	満 69 歳	日 本 共 産 党	無 職	
4	令和3年9月17日	本人届出	いとう じゅんいち 純 一	神奈川県	神奈川県横浜市南区	満 48 歳	立 憲 民 主 党	議員秘書	http://itou-junichi.jp/

人 事 委 員 会

横浜市人事委員会達3号（令和3年9月15日掲示済）

職員の任用に関する規則の様式を定める規程（平成19年3月横浜市人事委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月15日

横浜市人事委員会

委員長 水 地 啓 子

様式第3号注意1を次のように改める。

1 必要書類として次の書類を添付してください。

- (1) 任用後の職を決定する方法（学歴区分適用及び経験年数の計算その他）を記載した書類
- (2) 経歴及び資格を証明する書類
- (3) 選考昇任において職員の任用に関する規則施行細則（平成23年3月横浜市人事委員会規則第9号）別表1又は企業職員の任用の特例に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第18号）別表第2に定める原則的な昇任基準によらない場合にあっては、昇任が必要と認める理由を記載した書類
- (4) その他必要と認められる書類

附 則

この達は、公布の日から施行する。